

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」 中間取りまとめへの意見



平成19年 9月19日

社団法人テレコムサービス協会 サービス倫理委員会

IT安心会議における違法・有害対策

平成17年6月30日

インターネット上の違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議

(IT安心会議)

1. フィルタリングソフトの普及等

- (1) フィルタリングソフトの普及促進 (内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省、警察庁、関係府省)
- (2) 新しいフィルタリング技術の開発
 - ① モバイルフィルタリング技術の研究開発 (総務省)
 - ② 動画等を対象とするフィルタリング技術の開発 (経済産業省)

2. プロバイダ等による自主規制の支援等

- (1) 自殺サイトへの対応 (警察庁、総務省、関係府省)

警察からプロバイダ等に対して自殺企図者の人命救助の観点から発信者情報等の開示を求める手続、及びこれを受けたプロバイダ等において緊急避難として情報開示を行う際の判断基準等について、早急にとりまとめる。

- (2) プロバイダ等による自主的措置等の検討 (総務省、関係府省)

爆発物、偽札等のインターネット上の違法・有害情報について、プロバイダ等による自主的措置及びこれらを効果的に支援する方策等について検討するため、学識経験者、プロバイダ等から成る研究会を7月を目途に設置する。

- (3) サイト利用の是非を事前に判断できる仕組みの開発 (総務省)
- (4) コンテンツ事業者等による自主的措置等の検討 (経済産業省)

3. 違法・有害情報対策に関するモラル教育の充実

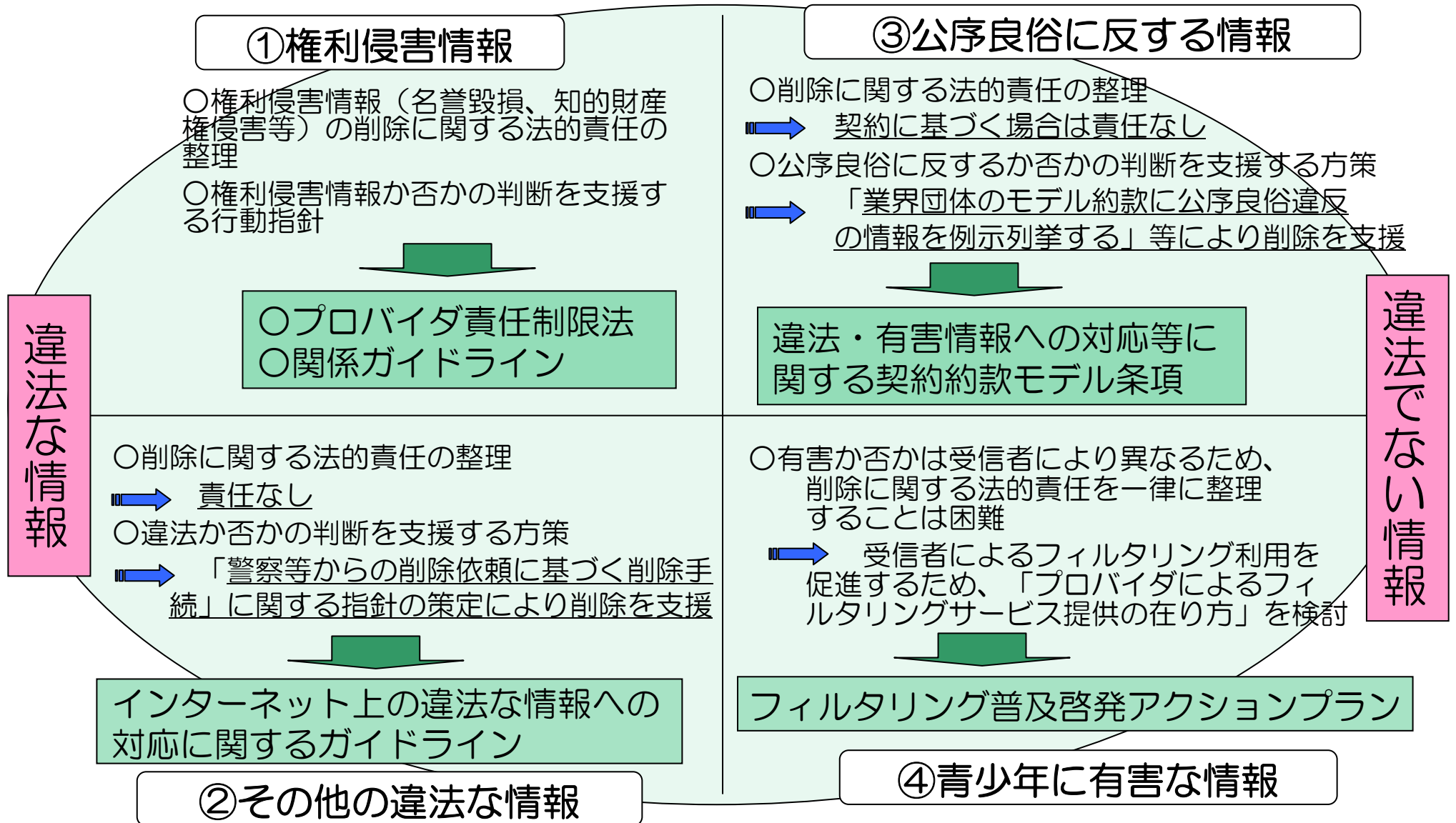
- (1) ホームページによる広報活動 (内閣官房、関係府省)
- (2) 非行防止教室等による教育の強化 (警察庁、文部科学省、厚生労働省)
- (3) 青少年を取り巻く有害環境対策の推進 (文部科学省、関係府省)

4. 相談窓口の充実等

- (1) 国民への窓口機能の強化 (内閣官房、警察庁、関係府省)
- (2) 自殺予防サイトの充実等 (厚生労働省、警察庁、関係府省)

通信業界における違法・有害情報対策の取り組み

総務省「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」報告書より作成



①権利侵害情報への取り組み

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

電気通信事業者団体等	著作権関係団体	商標権関係団体等	その他の団体	アドバイザー・オブザーバ
テレコムサービス協会 電気通信事業者協会 日本インターネット プロバイダー協会 Yahoo株式会社 株式会社ディー・エヌ・エー 楽天株式会社	コンピューター ソフトウェア著作権協会 日本映画製作者協会 日本映画製作者連盟 日本映像ソフト協会 日本音楽著作権協会 日本放送協会 日本民間放送連盟 日本レコード協会	日本商標協会 日本知的財産協会 ユニオン・デ・ ファブリカン	インターネット協会 デジタルコンテンツ協会 日本知的財産協会 東京都地域婦人団体連盟	学識経験者 / 弁護士 / 弁理士 総務省 文化庁 特許庁

主な成果

(いずれも <http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/index.htm> を参照)

2002年 5月24日

「プロバイダ責任制限法 著作権関係ガイドライン」 公表
 「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」 公表

2004年10月 6日

「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」 一部改訂

2005年 7月21日

「プロバイダ責任制限法 商標権関係ガイドライン」 公表

2007年 2月26日

「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」 公表

②その他の違法な情報への取り組み

インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン

I ガイドラインの目的及び範囲

II 電子掲示板の管理者等による違法な情報への対応

第1 違法性の判断に関する考え方

- 1 わいせつ関連法規
- 2 薬物関連法規
- 3 振り込め詐欺関連法規
- 4 その他の法規

第2 送信防止措置等の対応

電子掲示板の管理者等
自らが違法性を判断



送信防止措置等の対応

III 第三者機関による違法性の判断を経て行う違法な情報への対応

第1 警察機関からの送信防止措置依頼を受けて行う対応

第2 インターネット・ホットラインセンターからの送信防止措置依頼を受けて行う対応

IV 書式

第1 警察機関からの送信防止措置依頼

第2 ホットラインセンターからの送信防止措置依頼

③公序良俗に反する情報等への取り組み

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項

本モデル条項は、電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダ等が自らの提供するサービスの内容に応じて、自らが必要とする範囲内で契約約款に採用していただくことを目的としています。

第1条（禁止事項）

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは・・・
：
- (17) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

第2条（契約者の関係者による利用）

第3条（情報等の削除等）

第4条（利用の停止）

第5条（当社からの解約）

第6条（関連法令の遵守）

④青少年に有害な情報への取り組み

「フィルタリング普及啓発アクションプラン」

1. アクションプランの構成

- 平成19年6月1日、フィルタリングに関係する4業界（携帯電話・PHS事業者、ISP、パソコン及びフィルタリングソフトメーカー）が共同で公表。
- 総論及び業界ごとの各論（携帯電話・PHS事業者編、ISP編、パソコン編、フィルタリングソフトメーカー編）から成り、フィルタリングの一層の普及を図ることを目的。

2. アクションプラン総論

- 4業界を代表する6団体（※）が取りまとめ、公表。
 - ※「社団法人電気通信事業者協会」、「社団法人テレコムサービス協会」、「社団法人日本インターネットプロバイダー協会」、「社団法人日本ケーブルテレビ連盟」、「社団法人電子情報技術産業協会」及び「財団法人インターネット協会」の6団体
- 主な内容は以下のとおり。
 - ・昨年度に引き続きフィルタリングの認知率を2008年3月までに70%以上に高めることにより、フィルタリング製品の利用率を高めることを目標。
 - ・各事業者の自社ホームページ上にフィルタリング紹介や利用方法を説明するページを設け広報・広告活動に努める。
 - ・業界としてのフィルタリング普及促進活動として強化月間を設定する。
 - ・情報リテラシー教育の推進
 - ・フィルタリングサービスの提供・改善。

(参考1) 自殺サイトへの対応

「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」について

インターネット上の電子掲示板において、自殺の決行をほのめかす書き込みや他人に対して集団自殺を呼びかける書き込みが急増

【問題点】

- 令状がない限り、通信の秘密の開示が許されないという誤解
- プロバイダ等による「緊急避難の判断」が困難
- 警察本部、警察署ごとに照会文書の書式、記載内容等が不統一

⇒電気通信事業者4団体に総務省及び警察庁が協力してガイドラインを策定し、平成17年10月5日から運用開始

【ガイドラインの概要】 http://www.telesa.or.jp/consortium/other/guideline_suicide_051005.pdf

- ★緊急避難の場合には、令状がなくても情報開示が許されることを明記
- ★プロバイダ等による「緊急避難の判断」について、基準等を掲載
- ★警察本部等からの照会手続きの整備（書式・内容の統一等）

⇒適切かつ迅速な対応が促進

(参考2) インターネットホットラインセンター



		区分	処理内容
違法情報		インターネット上の流通が法令に違反する情報	プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して削除を依頼
有害情報	①	違法行為を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等する情報	プロバイダや電子掲示板に管理者等に対して契約約款等に基づく削除等の措置を依頼
	②	違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報	
	③	人を自殺に誘引・勧誘する情報	

(参考3) e-ネットキャラバンの概要

子どもたちのインターネットの安全な利用のため、インターネットの「影」の部分についての保護者・教職員向けの講座を、通信業界と総務省が協力して開催。通信業界は、無償で職員を講師に派遣する等、各企業のCSR（Corporate Social Responsibility）活動として参画。また、実施にあたっては、文部科学省とも連携



- (1) 対象者 保護者・教職員。要望があれば児童・生徒も対象。
- (2) 講師 通信事業者等民間企業（176社）、公益法人（9団体）、総務省から、約800名。
- (3) 講演内容 インターネットを通じた犯罪に関する情報や、迷惑メール、架空請求詐欺等の実態や対処方法等。
- (4) 実施期間 平成18年4月から3年間。
平成17年11月は関東・東海で試行、平成18年から全国規模で実施。
平成19年度は8月31日現在で597件の申込み。
- (5) 目標 全国で年間1,000講座。

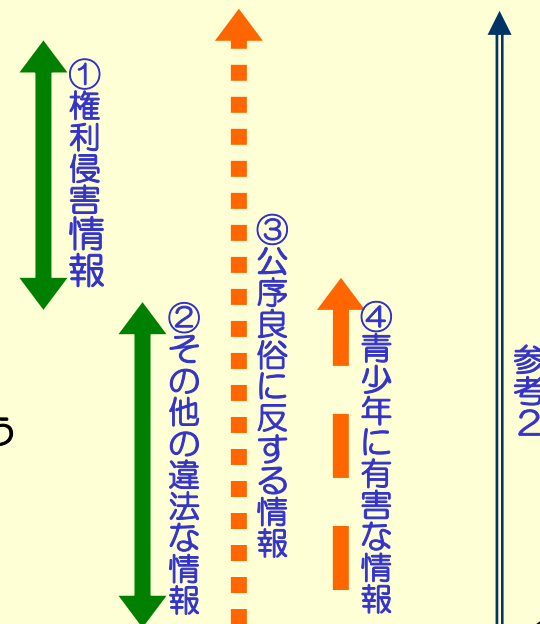


<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>

インターネットにおける違法・有害情報について

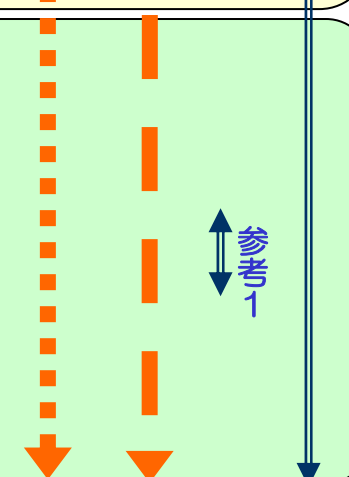
・インターネット上における違法な情報

名誉毀損	誹謗中傷、名誉を毀損する書き込み
プライバシー侵害	個人の画像等の無断掲載、個人情報の書き込み
著作権侵害	著作物の無断掲載、ネットオークションにおける海賊版販売
商標権侵害	ネットオークションにおける模倣品販売
わいせつ物・児童ポルノ	わいせつ画像等の掲載
違法な薬物売買等	麻薬等の販売、公告
違法な出会い系サイト	児童を性交等、又は対償を示して異性交際の相手方となるよう誘引する書き込み
その他	違法な口座や携帯電話の売買の誘引 違法なフィッシングサイト、不正アクセスを助長する情報



・インターネット上における有害な情報

アダルト	合法なアダルト画像等の掲載
出会い系サイト	合法な出会い系サイトの開設
自殺サイト	自殺予告の書き込み、集団自殺を呼びかける書き込み
情報提供	爆発物の製造方法の提供、自殺の方法の提供、 殺人・詐欺・通貨偽造その他の犯罪の実行方法の提供
その他	殺害映像・死体画像等の掲載、動物の死体・虐待画像等の掲載



違法・有害情報への取り組みの現状と課題

- プロバイダ責任制限法関係ガイドラインは、インターネット上の権利侵害への対応において関係者で広く活用されており、一定の成果をはたしている。
- 違法ガイドラインは、インターネット上の違法な情報について、典型的な事例における規制の根拠となる法令を示した上で、可能な範囲で具体的な事例における考え方を示したもので、プロバイダ（主に通信関連4団体の）で活用されている。また、警察などの第三者機関が情報の違法性を判断して電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置を依頼する手続等を整備することにより、電子掲示板の管理者等による違法な情報への送信防止措置が促進されている。
- 自殺予告ガイドラインは、インターネット上の自殺の決行をほのめかす書き込みや他人に対して集団自殺を呼びかける書き込みへの対応において、プロバイダと警察が連携して人命救助等を行うに際して活用されている。
- 契約約款モデル条項は、インターネット上の違法・有害情報への対応において、プロバイダ等が契約にもとづいた削除等の対応を行う上で、一定の役割をはたしている。
- フィルタリングはインターネット上の有害情報等を排除する上で（完全ではないが）有効な手段であり、引き続きフィルタリング普及啓発アクションプラン等を推進することが重要である。

● インターネットの広がりを見ると、ガイドラインによる違法・有害情報への取り組みには限界がある。

中間取りまとめにおけるテレサ協の主な意見 (1)

1. 当協会は、インターネットの陰の部分への対策に従来から取り組んできており、プロバイダ責任制限法関係ガイドラインや、昨年11月に発表した「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の策定において中心的な役割を担ってきている。

インターネット上のコンテンツの在り方に係わってきた観点から、今回の中間取りまとめにおけるコンテンツにする方向性については、EU法をモデルとした基本的な大枠など賛同するものである。

2. 業界としてガイドライン等による自主規制を中心に、ネット社会の安全・安心な取り組みを推進してきたが、インターネット上のコンテンツは通信業界以外の関係者がさまざまな情報発信を行っており、利用者にとって不適切なコンテンツ（違法・有害情報等）に関しては通信業界のみで対処することは困難な点も多く、対応にも限界があると認識している。

今後の法制度のさらなる検討に際しては、すべての関係者が対象となる枠組みを検討することが重要である。



中間取りまとめにおけるテレサ協の主な意見（2）

3. また、今後の具体的な検討に際しては、ネット社会における実態を十分ふまえた上で、慎重な検討を行うことが重要と考えており、以下をふまえて検討いただきたい。

○メディア特性を議論するにあたって、WEB 2. 0に見られる双方向性のあるサービス（コンテンツ）への検討が更に必要。

○違法・有害なコンテンツが発生することを未然に防止することを狙いとするのか、その法的救済に力点を置くのかの議論も必要。

○技術的に中立なコンテンツ規律を目指すことに異論はないが、技術的特性への配慮も必要。

○青少年保護に関しては保護者の選択が常に重要であり、コンテンツの発信規制のみに依存せず、多角的な検討が必要。

違法・有害情報対策において必要となる方策 (1)

- ・ ネットは便利であるがゆえに犯罪などにも悪用されており、闇サイトや裏サイトなども増加
- ・ 技術の進展、社会状況の変化などに応じて、絶えず違法・有害情報も変化しており、継続的な対策が必要
- ・ ネットの被害はますます増加する一方で、表現の自由や通信の秘密をふまえた上で、「権利侵害 vs 表現の自由」のバランスが求められる
- ・ 海外からの情報発信が増加しており、国際的な対策の枠組みも不可欠
- ・ すべての国民が安全に安心してネットを利用いただくために、ネットの利用に関する周知啓発活動が重要
- ・ 青少年がネット犯罪に巻き込まれる事案が増加しており、青少年を考慮した対策が求められるが、同時にネットの利用に関する保護者の認識も不可欠
- ・ 業界としても違法・有害情報対策に取り組んでいるが、残念ながら特効薬は見つからないのが実態
- ・ プロバイダが違法・有害情報を判断することは難しい場合が多く、判断を支援する信頼性確認団体のような枠組みが期待される。



違法・有害情報対策において必要となる方策（2）

- そもそもプロ（例えばプロデューサー）が放送倫理規定などをふまえてコンテンツを制作する放送の世界と、ネット利用者の誰でもが自由に書き込み可能な掲示板などのコンテンツがあふれている通信の世界では、コンテンツに関する法体系の在り方はまったく異なるのでは。
- 何ををもって、「公然通信」と定義するのか。
- 事業者のみが対象なのか、「公然通信」の関係者全員を対象とするのか。

- コンテンツへの規制は法的な対応は難しい場合も多く、自主規制などを前提とせざるを得ないので、自主的な取り組みを法的に支援する仕組みが期待される。
- 社会全体としての対策が必要で、法体系の枠組みも重要だが、利用者なども含めた総合的な取り組みが不可欠である。